

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（店頭デリバティブ取引契約に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）</p> <p>第九十四条 その締結しようとする金融商品取引契約が店頭デリバティブ取引契約である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 当該金融商品取引業者等が顧客を相手方として行う店頭デリバティブ取引（第十六条第一項第三号イ及びロに掲げる取引を除く。以下この項、第十七条第一項第二十六号並びに第二百三十三条第一項第二十号及び第二十一号において同じ。）により生じ得る損失の減少を目的として、当該金融商品取引業者等が行う市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者等その他の者（以下この号、次号及び第一百七条第一項第二十八号の二において「他の業者等」という。）を相手方として行う店頭デリバティブ取引その他の取引で、当該顧客が行った店頭デリバティブ取引と取引の対象とする金融商品若し</p>	<p>（店頭デリバティブ取引契約に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）</p> <p>第九十四条 「同上」</p> <p>一 当該金融商品取引業者等が顧客を相手方として行う店頭デリバティブ取引（第十六条第一項第三号イ及びロに掲げる取引を除く。以下この項、第十七条第一項第二十六号並びに第二百三十三条第一項第二十号及び第二十一号において同じ。）により生じ得る損失の減少を目的として、当該金融商品取引業者等が行う市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者等その他の者（以下この号及び次号において「他の業者等」という。）を相手方として行う店頭デリバティブ取引で、当該顧客が行った店頭デリバティブ取引と取引の対象とする金融商品若しくは金融指標及び売買の別その他これらに準ずる事</p>

くは金融指標及び売買の別その他これらに準ずる事項が同一のもの（以下「カバー取引」という。）を行う場合の当該カバー取引に係る取引所金融商品市場の商号若しくは名称若しくは外国金融商品市場を開設する者の商号若しくは名称を当該外国金融商品市場が開設されている国若しくは地域において使用されている言語により表示したものと及びそれを日本語により翻訳して表示したものと又は店頭デリバティブ取引その他の取引の相手方となる他の業者等（以下「カバー取引相手方」という。）の商号、名称若しくは氏名及び業務内容並びにこれらの者が外国人である場合にあつては、監督を受けている外国の当局の名称

2

「略」

「二〇四 略」

（禁止行為）

第百十七条 法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「一〇二十六 略」

二十七 通貨関連デリバティブ取引（第二百二十三条第一項第二十一号の二に規定する通貨関連デリバティブ取引をいい、決済のために行うものを除く。以下この号、次号、第四項及び第六項から第十項までにおいて同じ。）に係る契約を締結する時において顧客（個人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十條第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組

項が同一のもの（以下「カバー取引」という。）を行う場合の当該カバー取引に係る取引所金融商品市場の商号若しくは名称若しくは外国金融商品市場を開設する者の商号若しくは名称を当該外国金融商品市場が開設されている国若しくは地域において使用されている言語により表示したものと及びそれを日本語により翻訳して表示したものと又は店頭デリバティブ取引の相手方となる他の業者等（以下「カバー取引相手方」という。）の商号、名称若しくは氏名及び業務内容並びにこれらの者が外国人である場合にあつては、監督を受けている外国の当局の名称

2

「同上」

「二〇四 同上」

（禁止行為）

第百十七条 「同上」

「一〇二十六 同上」

二十七 通貨関連デリバティブ取引（第二百二十三条第一項第二十一号の二に規定する通貨関連デリバティブ取引をいい、決済のために行うものを除く。以下この号、次号、第四項及び第六項から第十項までにおいて同じ。）に係る契約を締結する時において顧客（個人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十條第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組

合員等（同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この号において同じ。）が業務執行組合員等として通貨関連デリバティブ取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。に限り、以下この号、次号及び第六項から第九項までにおいて同じ。）が証拠金等預託先（金融商品取引業者等又は金融商品取引所若しくは金融商品取引清算機関（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この号及び次号において同じ。）に預託した証拠金等（委託証拠金その他の保証金をいう。以下この号、次号、第二十八号の二ハ及び第三項から第五項までにおいて同じ。）の額（当該通貨関連デリバティブ取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の業務規程（法第百十七号第一項に規定する業務規程をいう。以下この号及び第百二十三号第一項第二十一号の二において同じ。）及び当該通貨関連デリバティブ取引に基づく債務を、引受け、更改その他の方法により負担する金融商品取引清算機関の業務方法書（法第百五十六号の七第一項に規定する業務方法書をいう。以下この号及び第百二十三号第一項第二十一号の二において同じ。）において、同一の顧客が預託した通貨関連デリバティブ取引に係る証拠金等及び通貨関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引（以下この号及び第百二十三号第一項第二十一号の二において「非通貨関連デリバティブ取引」という。）に係る証拠金等について、一方に不足を生じた場合には、他方から補足する旨の定めがある場合（当該補足を行うことについて顧客の書面又は第五十七号の三第一

合員等（同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この号において同じ。）が業務執行組合員等として通貨関連デリバティブ取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。に限り、以下この号、次号及び第六項から第九項までにおいて同じ。）が証拠金等預託先（金融商品取引業者等又は金融商品取引所若しくは金融商品取引清算機関（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この号及び次号において同じ。）に預託した証拠金等（委託証拠金その他の保証金をいう。以下この号、次号及び第三項から第五項までにおいて同じ。）の額（当該通貨関連デリバティブ取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の業務規程（法第百十七号第一項に規定する業務規程をいう。以下この号及び第百二十三号第一項第二十一号の二において同じ。）及び当該通貨関連デリバティブ取引に基づく債務を、引受け、更改その他の方法により負担する金融商品取引清算機関の業務方法書（法第百五十六号の七第一項に規定する業務方法書をいう。以下この号及び第百二十三号第一項第二十一号の二において同じ。）において、同一の顧客が預託した通貨関連デリバティブ取引に係る証拠金等及び通貨関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引（以下この号及び第百二十三号第一項第二十一号の二において「非通貨関連デリバティブ取引」という。）に係る証拠金等について、一方に不足を生じた場合には、他方から補足する旨の定めがある場合（当該補足を行うことについて顧客の書面又は第五十七号の三第一項各号及び第二項に

項各号及び第二項に規定する方法に準ずる方法（令第十五条の二十三の規定に準じて当該顧客の承諾を得ている場合に限る。次号及び第百二十三条第一項第二十一号の二において同じ。）による同意を得ている場合に限る。）にあつては、当該顧客が当該証拠金等預託先に預託した非通貨関連デリバティブ取引に係る証拠金等の額に、当該顧客が行っている非通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、当該顧客が行っている非通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額及び当該顧客が非通貨関連デリバティブ取引に係る契約を継続するために必要な額の算出方法として業務規程又は業務方法書に規定する方法に基づき算出される額を減じて得た額（次号において「非通貨関連デリバティブ取引損益額」という。）を、当該通貨関連デリバティブ取引に係る証拠金等の額に加え、又は減じて得た額）に当該通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額（次号、第二十八号の二ハ）及び第六項において「実預託額」という。）が約定時必要預託額に不足する場合に、当該契約の締結後直ちに当該顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該契約を継続する行為

二十八 その営業日ごとの一定の時刻における通貨関連デリバティブ取引に係る証拠金等の実預託額（前号の補足を行うことにつ

規定する方法に準ずる方法（令第十五条の二十三の規定に準じて当該顧客の承諾を得ている場合に限る。次号及び第百二十三条第一項第二十一号の二において同じ。）による同意を得ている場合に限る。）にあつては、当該顧客が当該証拠金等預託先に預託した非通貨関連デリバティブ取引に係る証拠金等の額に、当該顧客が行っている非通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、当該顧客が行っている非通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額及び当該顧客が非通貨関連デリバティブ取引に係る契約を継続するために必要な額の算出方法として業務規程又は業務方法書に規定する方法に基づき算出される額を減じて得た額（次号において「非通貨関連デリバティブ取引損益額」という。）を、当該通貨関連デリバティブ取引に係る証拠金等の額に加え、又は減じて得た額）に当該通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額（次号及び第六項において「実預託額」という。）が約定時必要預託額に不足する場合に、当該契約の締結後直ちに当該顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該契約を継続する行為

二十八 その営業日ごとの一定の時刻における通貨関連デリバティブ取引に係る証拠金等の実預託額（前号の補足を行うことにつ

て顧客の書面又は第五十七条の三第一項各号及び第二項に規定する方法に準ずる方法による同意を得ている場合において、非通貨関連デリバティブ取引損益額が零を下回るときにあつては、当該実預託額に当該非通貨関連デリバティブ取引損益額の絶対値の額を加えた額が維持必要預託額に不足する場合に速やかに当該通貨関連デリバティブ取引に係る顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該通貨関連デリバティブ取引に係る契約を継続する行為（前号に掲げる行為を除く。）

二十八の二 通貨関連店頭デリバティブ取引（第二百二十三条第四項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）について、毎月、当該月の基準時点（金融庁長官が指定する時点をいう。）における次に掲げる事項を、その翌月二十日までにインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表することなく、通貨関連店頭デリバティブ取引に係る金融商品取引契約を締結する行為

イ 通貨の売付け等及び通貨の買付け等に係る通貨関連店頭デリバティブ取引の額（当該通貨関連店頭デリバティブ取引に係る通貨の価格又は金融指標の数値にその取引（法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引にあつては、同項第三号又は第四号に規定する権利を行使することにより成立する同項第三号イ若しくはロに掲げる取引又は同項第四号に規定する取引）の件数若しくは数量を乗じて得た額をいう。ハにおいて同じ。）

て顧客の書面又は第五十七条の三第一項各号及び第二項に規定する方法に準ずる方法による同意を得ている場合において、非通貨関連デリバティブ取引損益額が零を下回るときにあつては、当該実預託額に当該非通貨関連デリバティブ取引損益額の絶対値の額を加えた額が維持必要預託額に不足する場合に速やかに当該通貨関連デリバティブ取引に係る顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該通貨関連デリバティブ取引に係る契約を継続する行為（前号に掲げる行為を除く。）

「号を加える。」

）のうちいずれか少なくない額からいずれか少ない額を除いた額に占めるカバー取引により損失が減少しない額の割合

ロ 通貨関連店頭デリバティブ取引に係るカバー取引の額（当該カバー取引に係る通貨の価格又は金融指標の数値にその取引の件数若しくは数量を乗じて得た額をいう。以下ロにおいて同じ。）に占める取引所金融商品市場若しくは外国金融商品市場ごとに行ったカバー取引の額の割合又は他の業者等の信用格付（金融庁長官が指定する者が付与するものに限る。）ごとに行ったカバー取引の額の割合

ハ 通貨関連店頭デリバティブ取引に係る証拠金等の実預託額が通貨関連店頭デリバティブ取引の額に占める割合

「二十九〜四十 略」

「2〜12 略」

13] 第一項第二十八号の二イの「通貨の売付け等」とは、次に掲げる取引という。

一 通貨の売付け

二 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

三 法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引（オプションが行使された場合に成立する取引が通貨の売付け、法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）又はオプシ

「二十九〜四十 同上」

「2〜12 同上」

「項を加える。」

ヨンの行使により現に当該行使をした時期における現実の通貨の価格若しくは金融指標の数値が当該行使をした場合の通貨の価格若しくは金融指標の数値としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

14|| 第一項第二十八号の二イの「通貨の買付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

一 通貨の買付け

二 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

三 法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引（オプショナルが行使された場合に成立する取引が通貨の買付け、法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）又はオプショナルの行使により現に当該行使をした時期における現実の通貨の価格若しくは金融指標の数値が当該行使をした場合の通貨の価格若しくは金融指標の数値としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

15|| 「略」

16|| 「略」

17|| 金融商品取引業者等は、第一項第二十九号又は第三十号の証拠金等の全部又は一部が第十五項の規定により社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振

「項を加える。」

13|| 「同上」

14|| 「同上」

15|| 金融商品取引業者等は、第一項第二十九号又は第三十号の証拠金等の全部又は一部が第十三項の規定により社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振

替機関が取り扱うもの（以下この項において「振替社債等」という。）をもって代用される場合であつて、当該金融商品取引業者等の口座における保有欄（同法に規定する保有欄をいう。）に当該振替社債等に係る記載又は記録を受けるときは、当該金融商品取引業者等の取引のための欄と区分しなければならない。

18) 〔略〕

19) 〔略〕

20) 第一項第三十号及び第十八項の「維持必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（当該額が当該各号の有価証券関連店頭デリバティブ取引に関し顧客が負担する債務の履行に必要な金銭の額を超える場合にあつては、当該金銭の額をいう。ただし、当該各号の有価証券関連店頭デリバティブ取引がこれらの取引に係るオプションが行使された場合に顧客が一定額の金銭を支払うこととなるものである場合において、当該取引について算出するときは、当該金銭の額をいう。

〔一〇八 略〕

21) 第十九項第五号から第八号まで又は前項第五号から第八号までに掲げる場合において、顧客が同一の有価証券又は有価証券指標（法第二条第八項第十一号イに規定する有価証券指標をいう。以下この項及び次項において同じ。）について有価証券の売付け等及び有価証券の買付け等を行っているときは、これらに係る個別株関連店頭デリバティブ取引の額、株価指数関連店頭デリバティブ取引の額、債券関連店頭デリバティブ取引の額又はその他有価証券関連店頭デ

替機関が取り扱うもの（以下この項において「振替社債等」という。）をもって代用される場合であつて、当該金融商品取引業者等の口座における保有欄（同法に規定する保有欄をいう。）に当該振替社債等に係る記載又は記録を受けるときは、当該金融商品取引業者等の取引のための欄と区分しなければならない。

16) 〔同上〕

17) 〔同上〕

18) 第一項第三十号及び第十六項の「維持必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（当該額が当該各号の有価証券関連店頭デリバティブ取引に関し顧客が負担する債務の履行に必要な金銭の額を超える場合にあつては、当該金銭の額をいう。ただし、当該各号の有価証券関連店頭デリバティブ取引がこれらの取引に係るオプションが行使された場合に顧客が一定額の金銭を支払うこととなるものである場合において、当該取引について算出するときは、当該金銭の額をいう。

〔一〇八 同上〕

19) 第十七項第五号から第八号まで又は前項第五号から第八号までに掲げる場合において、顧客が同一の有価証券又は有価証券指標（法第二条第八項第十一号イに規定する有価証券指標をいう。以下この項及び次項において同じ。）について有価証券の売付け等及び有価証券の買付け等を行っているときは、これらに係る個別株関連店頭デリバティブ取引の額、株価指数関連店頭デリバティブ取引の額、債券関連店頭デリバティブ取引の額又はその他有価証券関連店頭デ



リバティ取引の額のうちいずれか少くない額を当該同一の有価証券又は有価証券指標に係る個別株関連店頭デリバティブ取引の額、株価指数関連店頭デリバティブ取引の額、債券関連店頭デリバティブ取引の額又はその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額とすることができる。

22| 「略」

23| 第二十一項の「有価証券の売付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

「一・二 略」

24| 第二十一項の「有価証券の買付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

「一・二 略」

25| 「略」

26| 「略」

27| 金融商品取引業者等は、第一項第三十九号又は第四十号の証拠金等の全部又は一部が第二十五項の規定により社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うもの（以下この項において「振替社債等」という。）をもって代用される場合であつて、当該金融商品取引業者等の口座における保有欄（同法に規定する保有欄をいう。）に当該振替社債等に係る記載又は記録を受けるときは、当該金融商品取引業者等の取引のための欄と区分しなければならない。

28| 「略」

リバティ取引の額のうちいずれか少くない額を当該同一の有価証券又は有価証券指標に係る個別株関連店頭デリバティブ取引の額、株価指数関連店頭デリバティブ取引の額、債券関連店頭デリバティブ取引の額又はその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額とすることができる。

20| 「同上」

21| 第十九項の「有価証券の売付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

「一・二 同上」

22| 第十九項の「有価証券の買付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

「一・二 同上」

23| 「同上」

24| 「同上」

25| 金融商品取引業者等は、第一項第三十九号又は第四十号の証拠金等の全部又は一部が第二十三項の規定により社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うもの（以下この項において「振替社債等」という。）をもって代用される場合であつて、当該金融商品取引業者等の口座における保有欄（同法に規定する保有欄をいう。）に当該振替社債等に係る記載又は記録を受けるときは、当該金融商品取引業者等の取引のための欄と区分しなければならない。

26| 「同上」

29|| 「略」

30|| 第一項第四十号及び第二十八項の「維持必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

「一・二 略」

31|| 第二十九項第二号又は前項第二号に掲げる場合において、顧客が一の通貨の売付け等を行うことによる他の通貨の買付け等及び当該他の通貨の売付け等を行うことによる当該一の通貨の買付け等を行っているときは、これらに係る特定通貨関連店頭デリバティブ取引の額のうちいずれか少くない額を当該一の通貨又は当該他の通貨に係る特定通貨関連店頭デリバティブ取引の額とすることができる。

32|| 「略」

33|| 第三十一項の「通貨の売付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

「一・二 略」

34|| 第三十一項の「通貨の買付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

「一・二 略」

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

「一〇二十一 略」

二十一の二 顧客（個人（金融商品取引法第二条に規定する定義に

27|| 「同上」

28|| 第一項第四十号及び第二十六項の「維持必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

「一・二 同上」

29|| 第二十七項第二号又は前項第二号に掲げる場合において、顧客が一の通貨の売付け等を行うことによる他の通貨の買付け等及び当該他の通貨の売付け等を行うことによる当該一の通貨の買付け等を行っているときは、これらに係る特定通貨関連店頭デリバティブ取引の額のうちいずれか少くない額を当該一の通貨又は当該他の通貨に係る特定通貨関連店頭デリバティブ取引の額とすることができる。

30|| 「同上」

31|| 第二十九項の「通貨の売付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

「一・二 同上」

32|| 第二十九項の「通貨の買付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

「一・二 同上」

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百二十三条 「同上」

「一〇二十一 同上」

二十一の二 顧客（個人（金融商品取引法第二条に規定する定義に

関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等(同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この号において同じ。)が業務執行組合員等として通貨関連デリバティブ取引(通貨関連市場デリバティブ取引、通貨関連店頭デリバティブ取引又は通貨関連外国市場デリバティブ取引をいう。以下この号及び次号において同じ。)を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。)に限る。以下この号において同じ。)がその計算において行った通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額が、当該顧客との間であらかじめ約した計算方法(当該通貨関連デリバティブ取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の業務規程及び当該通貨関連デリバティブ取引に基づく債務を、引受け、更改その他の方法により負担する金融商品取引清算機関の業務方法書において、同一の顧客が預託した通貨関連デリバティブ取引に係る証拠金等(委託証拠金その他の保証金をいう。以下この号において同じ。))及び非通貨関連デリバティブ取引に係る証拠金等について、一方に不足を生じた場合には、他方から補足する旨の定めがある場合(当該補足を行うことについて顧客の書面又は第五十七条の三第一項各号及び第二項に規定する方法に準ずる方法による同意を得ている場合に限る。)にあつては、当該定めに準拠した計算方法)により算出される額に達する場合に行うこととする通貨関連デリバティブ取引の決済(次号において「ロスカット取引」という。)を行うための十分な管理体制

関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等(同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この号において同じ。)が業務執行組合員等として通貨関連デリバティブ取引(通貨関連市場デリバティブ取引、通貨関連店頭デリバティブ取引又は通貨関連外国市場デリバティブ取引をいう。以下この号及び次号において同じ。)を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。)に限る。以下この号において同じ。)がその計算において行った通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額が、当該顧客との間であらかじめ約した計算方法(当該通貨関連デリバティブ取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の業務規程及び当該通貨関連デリバティブ取引に基づく債務を、引受け、更改その他の方法により負担する金融商品取引清算機関の業務方法書において、同一の顧客が預託した通貨関連デリバティブ取引に係る証拠金等(委託証拠金その他の保証金をいう。以下この号において同じ。))及び非通貨関連デリバティブ取引に係る証拠金等について、一方に不足を生じた場合には、他方から補足する旨の定めがある場合(当該補足を行うことについて顧客の書面又は第五十七条の三第一項各号及び第二項に規定する方法に準ずる方法による同意を得ている場合に限る。)にあつては、当該定めに準拠した計算方法)により算出される額に達する場合に行うこととする通貨関連デリバティブ取引の決済(次号において「ロスカット取引」という。)を行うための十分な管理体制

を整備していない状況

二十一の三 「略」

二十一の四 通貨関連店頭デリバティブ取引について、金融商品取引業者（指定親会社を親会社（法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。）とする特別金融商品取引業者を除く。次号、第二十一号の六及び第六項において同じ。）が、その所属する金融商品取引業協会の規則（金融庁長官の指定するもの（以下この項及び第六項において「協会規則」という。）に限り、協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者にあつては、金融庁長官の指定するもの）の定めるところにより、ストレステスト（外国為替相場の変動その他の変化があつたものとして、当該金融商品取引業者に生ずる損失を計算し、経営の健全性に与える影響を分析することをいう。以下この項及び第六項において同じ。）を実施していないと認められる状況

二十一の五 通貨関連店頭デリバティブ取引について、金融商品取引業者が、協会規則（協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者にあつては、金融庁長官の指定するもの）の定めるところにより、ストレステストの結果を踏まえ、必要があると認められるにもかかわらず、経営の健全性を確保するための措置を講じていないと認められる状況

二十一の六 通貨関連店頭デリバティブ取引について、金融商品取引業者が、協会規則（協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者にあつては、金融庁長官の指定す

制を整備していない状況

二十一の三 「同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

るもの)の定めるところにより、ストレステストの結果を、その所属する金融商品取引業協会(協会規則を定める金融商品取引業協会)に加入していない金融商品取引業者にあつては、当該金融商品取引業者の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長)に報告していないと認められる状況

二十一の七 「略」

二十一の八 非清算店頭デリバティブ取引(店頭デリバティブ取引のうち、金融商品取引清算機関(当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む。第十一項第一号ハ(1)において同じ。)若しくは外国金融商品取引清算機関が当該店頭デリバティブ取引に基づく債務を負担するもの又は令第一条の十八の二に規定する金融庁長官が指定するもの以外のものをいう。以下この号及び次号、第八項、第十項並びに第十二項において同じ。)に係る変動証拠金(非清算店頭デリバティブ取引の時価の変動に応じて、当該非清算店頭デリバティブ取引の相手方に貸付又は預託(以下この号及び次号において「預託等」という。)をする証拠金をいう。以下この号及び次号、第九項並びに第十項において同じ。)に関して次に掲げる行為を行うための措置を講じていないと認められる状況

イ 非清算店頭デリバティブ取引の相手方ごとに、非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額及び相手方から預託等がされている変動証拠金の時価(変動証拠金が第九項に規定する資産を

二十一の四 「同上」

二十一の五 非清算店頭デリバティブ取引(店頭デリバティブ取引のうち、金融商品取引清算機関(当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む。第十一項第一号ハ(1)において同じ。)若しくは外国金融商品取引清算機関が当該店頭デリバティブ取引に基づく債務を負担するもの又は令第一条の十八の二に規定する金融庁長官が指定するもの以外のものをいう。以下この号及び次号、第七項、第九項並びに第十一項において同じ。)に係る変動証拠金(非清算店頭デリバティブ取引の時価の変動に応じて、当該非清算店頭デリバティブ取引の相手方に貸付又は預託(以下この号及び次号において「預託等」という。)をする証拠金をいう。以下この号及び次号、第八項並びに第九項において同じ。)に関して次に掲げる行為を行うための措置を講じていないと認められる状況

イ 非清算店頭デリバティブ取引の相手方ごとに、非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額及び相手方から預託等がされている変動証拠金の時価(変動証拠金が第八項に規定する資産を

もって充てられる場合には、第十項に規定する方法により算出される当該資産に係る代用価格をいう。以下イにおいて同じ。  
（の合計額又は当該相手方に預託等をしている変動証拠金の時価の合計額を毎日算出すること。

「ロ」ホ 略」

二十一の九 非清算店頭デリバティブ取引（法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（通貨に係るものに限る。）のうち元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品（同条第二十四項第三号に掲げるものに限る。）を授受することを約する部分を除く。以下この号において同じ。）に係る当初証拠金（非清算店頭デリバティブ取引について将来発生し得る費用又は損失の合理的な見積額（以下この号において「潜在的損失等見積額」という。）に対応して預託等をする証拠金をいう。以下この号、第九項及び第十項並びに第七十七条第一項第三号イにおいて同じ。）に関して次に掲げる行為を行うための措置を講じていないと認められる状況

イ 非清算店頭デリバティブ取引の相手方との間で次に掲げる事由が生じた場合に、当該相手方との間における非清算店頭デリバティブ取引に係る潜在的損失等見積額（あらかじめ金融庁長官に届け出た定量的計算モデルを用いる方法その他の金融庁長官が定める方法により算出されるものに限る。）並びに当該相手方から預託等がされている当初証拠金の時価（当初証拠金が第九項に規定する資産をもって充てられる場合には、第十項に

もって充てられる場合には、第九項に規定する方法により算出される当該資産に係る代用価格をいう。以下イにおいて同じ。  
（の合計額又は当該相手方に預託等をしている変動証拠金の時価の合計額を毎日算出すること。

「ロ」ホ 同上」

二十一の六 非清算店頭デリバティブ取引（法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（通貨に係るものに限る。）のうち元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品（同条第二十四項第三号に掲げるものに限る。）を授受することを約する部分を除く。以下この号において同じ。）に係る当初証拠金（非清算店頭デリバティブ取引について将来発生し得る費用又は損失の合理的な見積額（以下この号において「潜在的損失等見積額」という。）に対応して預託等をする証拠金をいう。以下この号、第八項及び第九項並びに第七十七条第一項第三号イにおいて同じ。）に関して次に掲げる行為を行うための措置を講じていないと認められる状況

イ 非清算店頭デリバティブ取引の相手方との間で次に掲げる事由が生じた場合に、当該相手方との間における非清算店頭デリバティブ取引に係る潜在的損失等見積額（あらかじめ金融庁長官に届け出た定量的計算モデルを用いる方法その他の金融庁長官が定める方法により算出されるものに限る。）並びに当該相手方から預託等がされている当初証拠金の時価（当初証拠金が第八項に規定する資産をもって充てられる場合には、第九項に

規定する方法により算出される当該資産に係る代用価格をいう。  
。以下イにおいて同じ。）の合計額及び当該相手方に預託等をして  
している当初証拠金の時価の合計額を算出すること。

〔1〕(3) 略〕

〔ロ〕ト 略〕

〔二十二〕三十 略〕

〔2・3 略〕

4 第一項第二十一号の二及び第二十一号の四から第二十一号の六ま  
でに規定する「通貨関連店頭デリバティブ取引」とは、通貨を対象  
とする店頭デリバティブ取引であつて、法第二条第二十二項第一号  
若しくは第二号に掲げる取引、同項第三号に掲げる取引（同号に規  
定する権利を行使することにより成立する取引が同項第一号、第二  
号又は第三号イに掲げる取引であるものに限る。）又は同項第四号  
に掲げる取引をいう。

5 〔略〕

6 協会規則には、次に掲げる事項が定められていなければならない  
。

一 ストレステストを実施する金融商品取引業者に関する事項

二 外国為替相場の変動その他の変化に関する事項

三 金融商品取引業者がストレステストを実施する頻度に関する事  
項

四 金融商品取引業者に生ずる損失の計算方法及び当該損失が当該  
金融商品取引業者の経営の健全性に与える影響の分析に関する事

規定する方法により算出される当該資産に係る代用価格をいう。  
。以下イにおいて同じ。）の合計額及び当該相手方に預託等をして  
している当初証拠金の時価の合計額を算出すること。

〔1〕(3) 同上〕

〔ロ〕ト 同上〕

〔二十二〕三十 同上〕

〔2・3 同上〕

4 第一項第二十一号の二の「通貨関連店頭デリバティブ取引」とは  
、通貨を対象とする店頭デリバティブ取引であつて、法第二条第二  
十二項第一号若しくは第二号に掲げる取引、同項第三号に掲げる取  
引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同項  
第一号、第二号又は第三号イに掲げる取引であるものに限る。）又  
は同項第四号に掲げる取引をいう。

5 〔同上〕

〔項を加える。〕

項

五 第一項第二十一号の五に規定する経営の健全性を確保するための措置に関する事項

六 ストレステストの結果に係る報告に関する事項

七 協会規則を変更する場合には、あらかじめその内容を金融庁長官に通知する旨

7

第一項第二十一号の七の「特定店頭オプション取引」とは、店頭デリバティブ取引であつて、法第二条第二十二項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同項第二号に掲げる取引であるものに限る。）又は同項第四号に掲げる取引のうち、これらの取引に係るオプションが行使された場合に一定額の金銭を授受することとなるものをいう。

8

金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる措置を講じる場合は、当該各号に掲げる措置の区分に応じ、当該各号に定める一又は複数の取引を、当該措置に係る非清算店頭デリバティブ取引に含めること（当該一又は複数の取引を当該非清算店頭デリバティブ取引の相手方との間で継続して含める場合に限る。）ができる。

一 第一項第二十一号の八に掲げる措置 次に掲げる取引

イ 店頭商品デリバティブ取引（商品取引清算機関（商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。）又は外国の法令に準拠して設立された法人で外国において商品取引債務引受業（同条第十七項に規定する商品取引債務引受業をいう。）と同種類の業務若しくは同法第七十条第一項に規定

6

第一項第二十一号の四の「特定店頭オプション取引」とは、店頭デリバティブ取引であつて、法第二条第二十二項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同項第二号に掲げる取引であるものに限る。）又は同項第四号に掲げる取引のうち、これらの取引に係るオプションが行使された場合に一定額の金銭を授受することとなるものをいう。

7

〔同上〕

一 第一項第二十一号の五に掲げる措置 次に掲げる取引

イ 店頭商品デリバティブ取引（商品取引清算機関（商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。）又は外国の法令に準拠して設立された法人で外国において商品取引債務引受業（同条第十七項に規定する商品取引債務引受業をいう。）と同種類の業務若しくは同法第七十条第一項に規定



する業務と同種類の業務を行う者が債務を負担するものを除く。  
。次号及び第十二項において同じ。）

ロ 「略」

ハ 非清算店頭デリバティブ取引を行った時（以下この項、第十  
一項及び第十二項において「基準時」という。）において第十  
一項各号に掲げる取引に該当する取引

ニ 一括清算（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関す  
る法律第二条第六項に規定する一括清算をいう。以下この項、  
第十一項及び第十二項、第四百四条の三第二項並びに第四百十  
三条の二第三項において同じ。）の約定をした基本契約書（同  
法第二条第五項に規定する基本契約書をいう。以下この項、第  
百四十条の三第二項及び第四百四十三条の二第三項において同じ  
。）に基づき行われている取引（金融商品取引業者等が当該基  
本契約書に基づき第一項第二十一号の八の措置に係る非清算店  
頭デリバティブ取引を行っている場合に限り、イからハまでに掲  
げる取引を除く。）

二 第一項第二十一号の九に掲げる措置 次に掲げる取引

「イ〜ハ 略」

ニ 基準時において第十二項各号に掲げる取引に該当する取引

ホ 一括清算の約定をした基本契約書に基づき行われている取引  
（金融商品取引業者等が当該基本契約書に基づき第一項第二十  
一号の九の措置に係る非清算店頭デリバティブ取引を行ってい  
る場合に限り、イからニまでに掲げる取引を除く。）

する業務と同種類の業務を行う者が債務を負担するものを除く。  
。次号及び第十一項において同じ。）

ロ 「同上」

ハ 非清算店頭デリバティブ取引を行った時（以下この項、第十  
一項及び第十一項において「基準時」という。）において第十  
各号に掲げる取引に該当する取引

ニ 一括清算（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関す  
る法律第二条第六項に規定する一括清算をいう。以下この項、  
第十項及び第十一項、第四百四条の三第二項並びに第四百十三  
条の二第三項において同じ。）の約定をした基本契約書（同法  
第二条第五項に規定する基本契約書をいう。以下この項、第百  
四十条の三第二項及び第四百四十三条の二第三項において同じ  
。）に基づき行われている取引（金融商品取引業者等が当該基  
本契約書に基づき第一項第二十一号の五の措置に係る非清算店  
頭デリバティブ取引を行っている場合に限り、イからハまでに掲  
げる取引を除く。）

二 第一項第二十一号の六に掲げる措置 次に掲げる取引

「イ〜ハ 同上」

ニ 基準時において第十一項各号に掲げる取引に該当する取引

ホ 一括清算の約定をした基本契約書に基づき行われている取引  
（金融商品取引業者等が当該基本契約書に基づき第一項第二十  
一号の六の措置に係る非清算店頭デリバティブ取引を行ってい  
る場合に限り、イからニまでに掲げる取引を除く。）

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>9   「略」</p> <p>10   「略」</p> <p>11   第一項第二十一号の八の規定は、基準時において、次の各号のいずれかに該当する取引については、適用しない。 「一〇四 略」</p> <p>五 金融商品取引業者等について、第一項第二十一号の八に規定する措置と同等であると認められる外国の法令に準拠することその他の事情により同号に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合として金融庁長官が指定する場合における当該取引</p>	<p>8   「同上」</p> <p>9   「同上」</p> <p>10   第一項第二十一号の五の規定は、基準時において、次の各号のいずれかに該当する取引については、適用しない。 「一〇四 同上」</p> <p>五 金融商品取引業者等について、第一項第二十一号の五に規定する措置と同等であると認められる外国の法令に準拠することその他の事情により同号に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合として金融庁長官が指定する場合における当該取引</p>
	<p>12   第一項第二十一号の九の規定は、基準時において、次の各号のいずれかに該当する取引については、適用しない。 「一〇四 略」</p> <p>五 金融商品取引業者等について、第一項第二十一号の九に規定する措置と同等であると認められる外国の法令に準拠することその他の事情により同号に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合として金融庁長官が指定する場合における当該取引</p>	<p>11   第一項第二十一号の六の規定は、基準時において、次の各号のいずれかに該当する取引については、適用しない。 「一〇四 同上」</p> <p>五 金融商品取引業者等について、第一項第二十一号の六に規定する措置と同等であると認められる外国の法令に準拠することその他の事情により同号に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合として金融庁長官が指定する場合における当該取引</p>